

令和 7 年度版

入園のしおり

お子様の御入園・御進級おめでとうございます。
入園のしおりはお手元に保管していただき
折に触れてご覧いただきますようお願いします。

豊田市立東広瀬こども園

豊田市東広瀬町蔵屋敷 19-1
電話 0565-41-2112
FAX 0565-42-1333

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 2
2 めざすこども像・教育及び保育目標	-----	P. 2～4
3 保育時間	-----	P. 5
4 一日の保育内容	-----	P. 6
5 食事とおやつ	-----	P. 7
6 行事について	-----	P. 10
7 健康管理	-----	P. 11～15
8 家庭の協力	-----	P. 16
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 17
10 保育料等	-----	P. 18～24
11 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 25～26
12 保育支援アプリの利用	-----	P. 26
13 その他の取り組み	-----	P. 27～28
14 その他の注意事項	-----	P. 29
15 家庭連絡	-----	P. 29
16 服装について	-----	P. 29
17 登降園について	-----	P. 30
18 駐車場・登降園の安全について	-----	P. 30～31
19 園生活に必要なもの	-----	P. 32
こども園等一覧表	-----	P. 33～35

《 別紙 》 個人で用意していただくもの【幼児】【乳児】

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

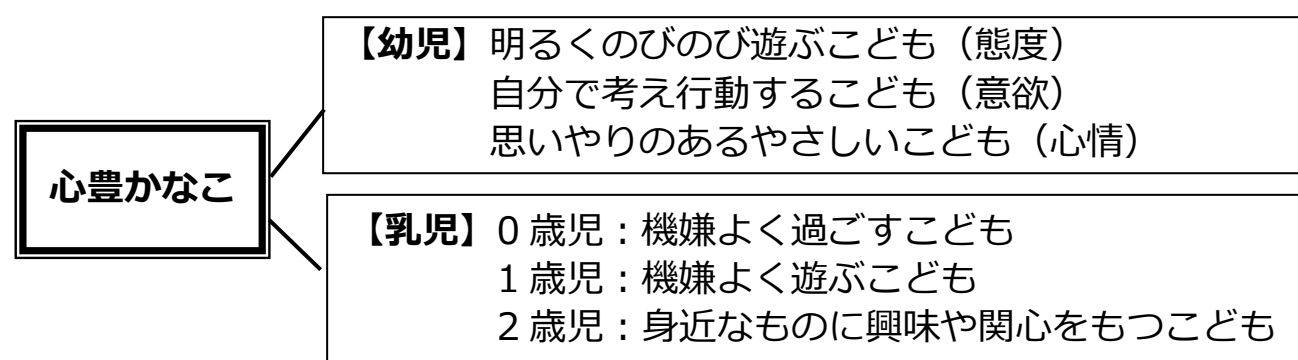
めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

【東広瀬こども園めざすこども像】



【東広瀬こども園で大切にしていること:幼児】

（１）一人一人のこどもの個性を大切にする。

考えること、感じること、することは一人一人にそれぞれ違いがあります。
園では「どんなことを考えているのかな」「何を必要としているのかな」など、一人一人の心の動きや気持ちを受け止めて、きめ細かく援助していきます。

（２）友達と一緒に生活・遊びをする中で、人と関わる力を育てる。

- ・年上児から年下児への思いやる気持ちを育てたり、年上児へのあこがれや期待感につなげたりする援助を行い、異年齢保育の充実を図ります。
- ・他園との交流、合同行事、小学校との連携などを通して様々な人と関わる環境づくりをします。
- ・友達と力を合わせ一緒にする楽しさや失敗してもやり直し、繰り返し挑戦するなどの経験ができるようにします。

（３）感動体験や表現活動を大切にし、心豊かなこどもを育てる。

- ・幼児期の感動体験は、豊かな心情や感性を育みます。いろいろな絵本や紙芝居などに親しみ、話の世界を楽しむこと（間接体験）で想像力が育ちます。また、喜んで話したり聞いたりする力や言葉を獲得する力に繋がります。
- ・恵まれた自然環境を活かし、遊びや活動に取り入れて直接体験を重視し、自然の豊かさに感動を覚え興味や関心を高め、友達と気持ちが通い合う楽しさが感じられるようにしていきます。

（４）家庭や地域との連携を大切にする。

- ・地域の人達と関わる中で、人の優しさを感じこどもの経験がより豊かなものになるように、様々なふれあいの機会を計画しています。
- ・幼児期にふさわしい家庭教育が進められるよう、保護者支援をしています。

【毎日の生活で大切にしたいこと：乳児】

こどもの生活の基盤は家庭です。保護者の方に十分に甘えられ、欲求が満たされることで安心した毎日を過ごすことができます。「三つ子の魂、百まで」と昔から言われているように、乳幼児期は人格形成される大切な時期です。保護者の方がイライラしたり、せきたてたりすると、こどもの気持ちが落ち着かず不安定になり、こども園でも十分に遊ぶことができません。こどもには、気持ちにゆとりをもって接していきたいものです。

こども達一人一人のよりよい成長・発達のために、こども園と家庭とが連携し合って保育をしていくことが大切になりますので、下記の事項に御協力をお願いします。

（１）生活のリズムを大切にする

最近、夜型のこどもが多くなっていると言われます。朝が遅いと頭も体もしっかりと目が覚めていないので、こども園に来てほんやりとしていて十分に遊びこめません。大人の生活リズムに合わせないよう早寝早起きの習慣をつけましょう。

（２）朝の食事を大切にする

朝食は一日の生活をスタートさせるために必要な活動源です。食べることで頭もはっきりし、体に力がわいてきます。しっかり食べてくるようにしましょう。

（３）ふれあいを十分に作る

日曜日や仕事が休みの日には、十分相手になってあげてください。普段、集団の中にいるこども達にとって、お父さん、お母さんとの一对一の触れ合いこそが一番楽しい時です。遠出をしなくても近くの公園を散歩したり、一緒に絵本を読んであげたりすることなどで、こどもは十分満足します。これらの積み重ねがこどもの情緒を安定させることにつながります。

（４）興味や好奇心からくる行動を十分させる

まわりから見るといたずらと思われる行動（タンスの中身を出す、スイッチをいじり回す等）もこどもにとって興味や好奇心を広げていく遊びであり、まわりを探索しながら生活を広げていきます。安全に留意しながら見守り、危険なこと（ケガにつながること、してはいけないこと等）をしたときは、言葉や表情で気づかせてあげましょう。

（５）こどもの甘えは十分に受け入れ、心の安定を図る（抱っこ、おんぶ、添い寝等）

抱っこを要求した時は、甘えたい気持ちを受け止め、心が安定し満足するまで抱っこしてあげましょう。満足すると自分から降り、次のものへと目が向いていきます。

（６）誉め、励まし、自分でできる喜びをもたせる

「自分でする」と言って自己主張が強くなります。見守ったり、励ましたりし、自分でできた時には誉めてあげ、意欲をもたせてあげましょう。自分の思い通りにならないとふくれたり癇癪かんしゃくを起こしたりしますが、少し気持ちがおさまったところを見て気分転換をはかったり、「こうするといいいよ」と手立てなどを知らせてあげると良いですね。

（７）思いやりの心をもって接する

周囲の大人が思いやりの心をもって接することで、思いやりの心が育ちます。

（８）危険なことをしたりわがママを言ったりした時は、なぜいけないのかを分かりやすく伝えることが必要です。また、待たせることも時には必要です。

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

⚠**早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。**

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の**前月25日までに園へ**申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- （1）入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- （2）登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。
止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- （3）**家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。**

4 一日の保育内容

時 間	乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
7：30	早朝保育	7：30	早朝保育
8：30	登 園 ・観察、検温 ・所持品の整理	8：30	登 園 ・観察・所持品の整理(荷物の始末)
	遊び	9：00	自発的な遊び、課題のある活動
9：10	おやつ	11：30	昼 食（3歳児）
	遊び	12：00	昼 食（4, 5歳児）
11：00	昼 食	13：00	遊び、自発的な活動
11：45	昼 寝		・昼寝3歳児(4月～)
14：10	お や つ	14:15 ～14:30	・昼寝4, 5歳児(夏季休業保育中)
			降園準備
15：00	降 園・延長保育開始	15：00	降 園・延長保育開始
16：15	お や つ	15：30	お や つ
	遊び		遊び、自発的な活動
18：00	延長保育最終降園	18：00	延長保育最終降園

※昼寝は乳児（年間）、3歳児（4月～様子に合わせて終了）、4, 5歳児（夏季休業保育中7/22～8/31）

※保育内容は、各園により多少異なります。

※土曜日保育（実施園のみ）においては、昼食・降園時間が異なります。

☆ 乳児の生活・遊び

- ・居心地の良さを感じ、安定した気持ちで生活することができるように、こどもの情緒の安定を十分に図ります。
- ・食事、排泄、睡眠、衣服の着脱など、身の回りのことを保育者にしてもらうことを通して、こどもの「自分で」という気持ちの芽生えを大切にし、基本的な生活の習慣や態度の自立に向かっていくようにします。
- ・五感を使って探索活動が十分にできるような環境を整え、うれしい・たのしい・おもしろいなどの感情体験を豊かにする生活の中で、興味・関心を育み、園の生活が楽しめるようにしていきます。

☆ 幼児の遊び・活動について

- ・自分で取り組もうとする気持ちの育ちを支え、生活に必要な基本的な習慣や態度が身についていくようにします。
- ・園生活の中で起こる様々なこども同士のいざこざは次への成長のステップと捉え、互いの気持ちに寄り添った援助をし、友達との生活が十分楽しめるようにしていきます。
- ・保育者は年齢の発達に合った環境を整え、一人一人が自分の興味や関心のある遊びを見つけて取り組んでいく活動とクラスの友達と一緒に楽しむ活動をカリキュラムの中に位置づけ、その年齢にふさわしいこどもの発達や成長を支えていきます。

※こどもの生活や遊びの姿と育ち、担任の思い等を“保育の活動”として配信します。

5 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使ったりして自分で食べようとする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事することにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は申請者が少ないため弁当持参となります。)

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション※等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合をいいます。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・そば、落花生（ピーナッツ）、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。

・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、次のような行事を行っています。
園によって多少の違いがあります。詳しくは後日お知らせします。

月	行事名	月	行事名
4月	入 園 式(幼児のみ 10 日) ★乳児クラス懇談会 (①23 日、②30 日)	10月	★運 動 会 (15 日) ★運動会予備日 (17 日)
5月	★保育参観・クラス懇談会 (3 歳児 16 日、4 歳児 23 日)	11月	六所山野外体験学習 (5 歳児 7 日) 交通安全学習(5 歳児 27 日)
6月	★保育参観・クラス懇談会 ・ボールクリニック(5 歳児 12 日) 防サイ君(18 日午前)	12月	祖父母発表会(4,5 歳児 9 日) ★生活発表会(4, 5 歳児 12 日) お楽しみ会(17 日) もちつき会(19 日) ★5 歳児希望個別懇談会(15～19 日)
7月	七夕会(7 日) ★3 歳児個別懇談会(3 日～8 日) ☆4 歳児希望個別懇談会(9 日～14 日) ☆5 歳児希望個別懇談会(15～18 日)	1月	移動動物園(19 日) ☆3 歳児希望個別懇談会(20～22 日) ★4 歳児個別懇談会(26～30 日) ★4 歳児保育参観(27 日)
8月	夏季休業保育	2月	豆まき(3 日) ★3 歳児保育参観・発表会(6 日) 入園説明会(20 日) ★5 歳児保育参観(25 日)
9月		3月	ひなまつり会(3 日) ★卒 園 式(5 歳児 23 日)
その他	・移動動物園(隔年)…動物とのふれあいを体験します ・六所山野外体験学習(5 歳児) …六所山の自然の中、ハイキングやアスレチックで体を動かして遊びます ・交通安全学習センター学習(5 歳児) ・防サイ君(地震体験) ・不審者訓練 ・子育て講座 ・内科健診(春季、秋季)・歯科健診 等 ★保護者参加行事 ☆希望者参加行事		
毎 月	誕生会・交通安全指導・避難訓練		

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合っでこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をする」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調が悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子をみて、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 TEL80-1633
ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 TEL43-5082
ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります(学校保健安全法施行規則18条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治癒した証明が必要な場合があります(下表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。
豊田加茂医師会加盟医療機関に「治癒証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、豊田市で負担します。
(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治癒証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。)
- ④ 感染力が非常に強い感染症(インフルエンザ等)については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。

- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表 1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R6.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経過するまで
	伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の治ゆ証明書は、令和6年度末現在不要ですが、今後変更する場合は連絡します。治ゆ証明書の有無にかかわらず、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

（10） 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

＜大便・おう吐物で汚れた衣服の取り扱いについて＞

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

園内で大便(普通便・下痢便)、おう吐物で汚れた衣類の固形物を落としますが、その際、保育者の着衣や、周囲にウイルスなどが飛び散らないよう、静かに大まかな固形物だけを落としています。(水洗いはしていません)ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、細かい汚れまでは完全に落としていませんのでご了承ください。

◆ご自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染の防止に効果的です。
- ・塩素系の消毒液を使用する、または 85℃の熱湯で 1 分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んだり色落ちしたりする場合があります。消毒液の注意書きを確認して消毒してください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片付け時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石けんで、しっかりと手洗いをしてください。

＜血液で汚れた衣服の取り扱いについて＞

血液は医学的に感染物と考え、鼻血やケガ等で衣服に血液が付着した場合も水洗いは行いません。袋に入れて返却しますので、ご自宅で処理をお願いします。

(11) 登園のめやすについて

こども園では年間を通じて様々な感染症が発症します。環境の変化に伴う疲れや環境の変化でも体調を崩すことがあります。早期発見・早期完治による重症化防止、集団生活における周囲への感染拡大防止の観点から、次のような場合、登園を控えて休息できるよう推奨しています。「登園のめやす」はコドモンの資料室で確認できます。

- ・朝から 37.5℃以上の熱と共に元気がなく機嫌が悪い
- ・食欲がなく、朝食・水分がいつもより摂れていない
- ・24 時間以内に 38.0℃以上の熱があった
- ・24 時間以内に 2 回以上の水様便、下痢または嘔吐があった
- ・口内炎や喉の痛みがあり、いつも通りに食事や水分が摂れない
- ・とびひの患部が覆えない、浸出液が多く他児への感染の恐れがある、かゆみが強く患部を掻いてしまう

8 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選びましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
 - 車中にこどもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ(コドモン)にて行います。

※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

- ・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）
- ・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

東広瀬こども園
ここです!!

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時まで解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時まで警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。
※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時まで暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。
なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。
この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。
※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。
※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。
※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

◆安全確保のため、園では避難場所を設定しています

第1避難場所
園庭（ジャングルジム横）



第2避難場所
園駐車場



第3避難場所
東広瀬下切区民館

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30		15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による			延長保育時間【C】 月額			
				(16:00 まで) 1,000 円			
	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額 1,600 円（正午までの園は 800 円）			(17:00 まで) 2,000 円			
				(18:00 まで) 3,000 円			
月額 1,000 円				(19:00 まで) 4,000 円			
←							

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3)【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・ 0～2 歳児 （A～C階層） ・ 3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

- (3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用**
 多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

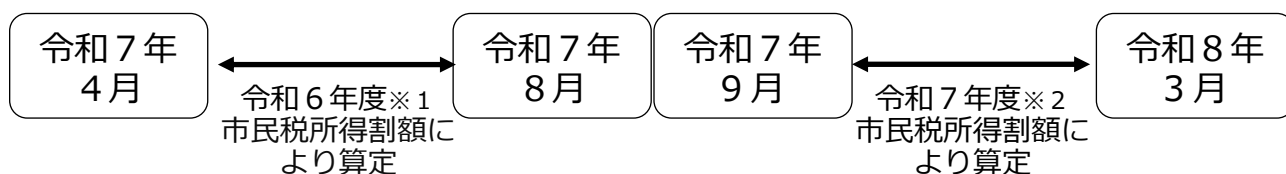
【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01 以上	半額	半額
第3子以降	D01 以上	0 円	0 円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年 9 月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9 月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
 ※2 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

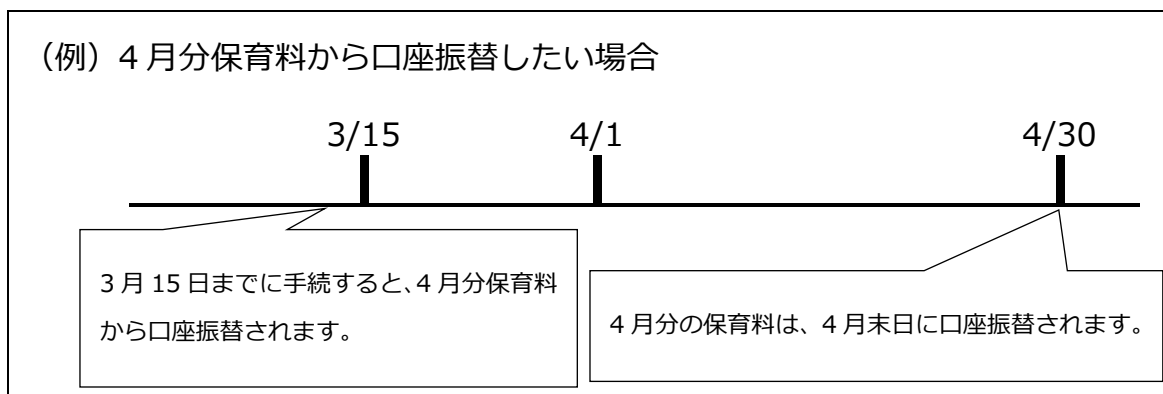
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月 15 日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし 12 月は 25 日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和 7 年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に 1 回のみ)

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・要件証明書（就労証明書等）

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3 月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4 月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7 月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8 月	0 円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。
その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額 240 円又は 200 円です。（東広瀬こども園は年額 240 円です。）

※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

(2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページをご参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等

給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満 3 歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0 歳児から 2 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市 H P に無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	－	－	－	【期限】変更になった翌月 1 日
市外へ転出する場合	－	－	－	○	【期限】退園日の 1 5 日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止 停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた 場合	○	－	－	－	【期限】変更になった翌月 1 日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後 2 か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	－	－	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付 認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、 求職活動開始後 2 か月以内に就労証明 書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する 場合	○	○	－	－	就労時間・育休期間等全項目の変更に 必要
早朝保育及び春季休業保育等の 申込み、変更及び取消し	－	○	○	－	【期限】利用前月の 2 5 日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業 所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5 歳児が 2 月 2 日以降に転出する場合は、3 月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・ 1 月の間（3 1 日以上）連続して欠席したとき。
- ・ 3 月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※ 4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

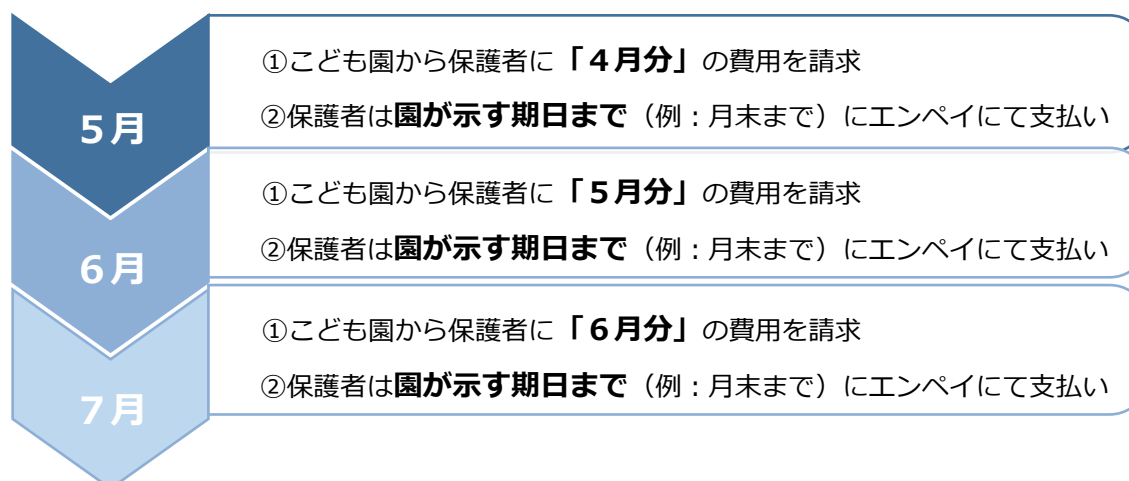
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。
6	連絡帳(乳児のみ)	その日の食事、排泄、睡眠時間を配信します。

※日々の登降園管理や給食の申請(幼児)については、コドモン上で行うことになりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者(BABY JOB 株式会社)と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和6年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

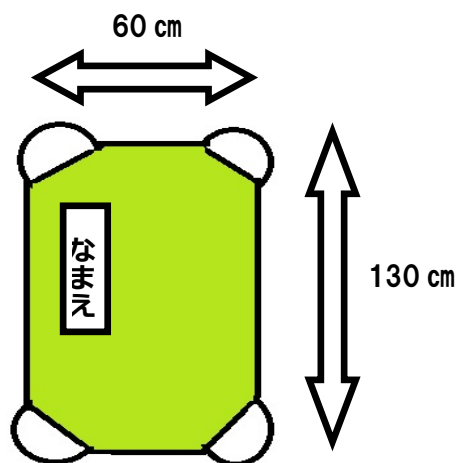
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

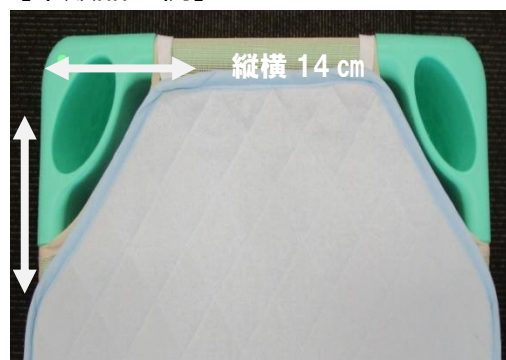
○お昼寝ベッド用シーツ 2枚(洗い替え用)



【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - * 布（タオル地、キルティング地など）
 - * ゴム 4 本（目安：横2～3cm×長さ 35 cmほど）
 - * 四隅を縦横 14 cmほど三角形に折る
 を使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】

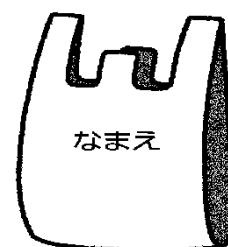


○掛布団に代わるもの

（夏）タオルケット （冬）毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



（４）その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



1 4 その他の注意事項

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則 15 日前までに申し出てください。15 日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

1 5 家庭連絡

- ① 園だより …年 4 回発行します。(4 月・7 月・12 月・3 月)
連絡事項をお知らせします。
紙面を希望される方は、職員へお声かけください。
- ② クラスだより …こどもの姿や保育の内容・連絡事項などをコドモンで配信します。
活動の記録やクラスの様子を配信します。
- ③ 手紙 …園での行事の案内、保育課や外部関係者からの案内などを配布します。
※手紙によっては、実家庭(上のお子さんのみ)配布の場合があります。
- ④ その他 …受け入れ時、またはホワイトボードで担任より連絡をします。
汚れ物がある場合はタグをつけてお知らせします。
- ④ 乳児展示食 …入園から 1~2 か月の間、コドモンにて配信します。
①~③は、コドモンより配信・紙面配布にて、内容に合わせて連絡させていただきます。

1 6 服装について

- ・清潔で活動しやすく、なるべくポケットのある(ハンカチを入れるため)服装で登園しましょう。また名札は左胸につけてください。(乳児の名札はありません)
- ・ポケットにハンカチ・ティッシュを入れて毎日持たせましょう。(幼児のみ)
手洗い後、ポケットからハンカチを出して拭きます。必ず、持たせてください。
ティッシュは、ティッシュケースに入れると落ちにくいです。
- ・フード付きの服は遊具に引っかかったり、ふいに引っ張られたりすると危険です。安全のためにフードのない服を着せてください。
- ・一人で着脱しやすく、排泄しやすい衣服を着せてください。
- ・動きやすくサイズの合った運動靴にしてください。(サンダル、クロックス、ブーツは不可)
- ・カチューシャやピンなどの派手な髪飾りは誤飲などの怪我や紛失につながります。髪をまとめる際は華美でなく飾りが遊びの邪魔にならないようなものにしましょう。
- ・個人用の替えパンツが園にいない場合は、園にある新しいパンツを渡します。同サイズの新品のパンツを持ってきていただくようお願いします。(貸し出した紙オムツ・フェイスタオルも同様です)
- ・すべての持ち物や衣服に忘れずに名前を書いてください。(汚れ物を入れる袋にも名前を記入しましょう。)

17 登降園について

登園前

- ・コドモンアプリで、『出欠申請』『お迎え変更』『連絡帳』に入力します。
 - ☆出欠申請 …欠席の場合は、都合欠・病欠(症状を選択)を入力してください。
遅刻の場合は、理由を入力してください。
 - ☆お迎え変更…申請時間やお迎えの方の変更がある時に入力します。
お迎えの方は基本、母で登録します。他の方のお迎えが多い方は、登録を変更することも可能ですので、園へお申し出ください。
 - ☆連絡帳 …暑い時期には、プール遊びの参加について入力していただきます。
- ・連絡は**9時まで**にお願いします。電話で直接連絡していただいても構いません。
(Tel 41-2112)
- ・保護者の方が送信された連絡事項は、職員が確認します。9:00、12:00、15:00を
めどに確認しますので御承知おきください。
- ※アプリ内の、その他→家族の設定→お子さま一覧ページより、お子さんの登録情報を見ることができます。

- ### 登園
- ・登園しこどもを保育室に送り届けた後、職員室前・乳児室前に設置してある受付用タブレットにて、『入室』の打刻をします。
 - ・打刻方法は、QRコードか直接タッチ入力のどちらかです。

- ### 降園
- ・身支度をし、担任・担当保育師と挨拶をした後、受付用タブレットにて、『退室』の打刻をします。
 - ※お迎えの方や時間を変更する場合は、コドモンまたは電話にて**園に必ず連絡をお願いします。**園に連絡のない場合は、お引き渡しできません。(確認の電話を入れる場合があります)

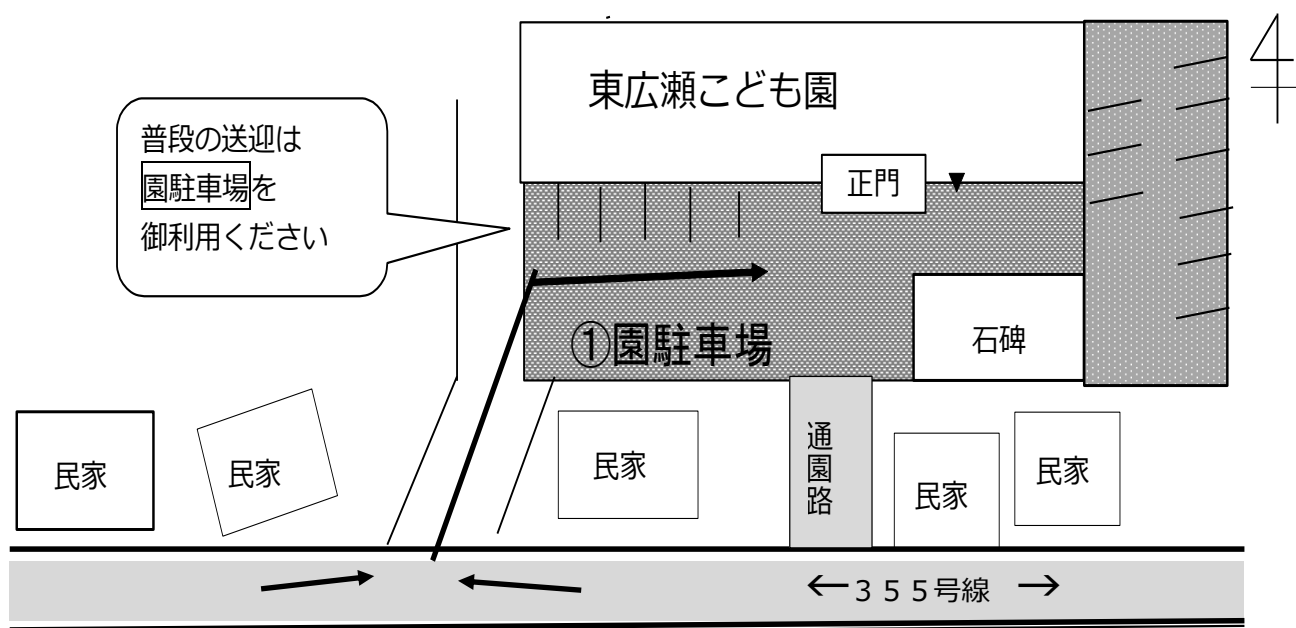
15時降園時、駐車場が混雑するため**時差降園**に御協力いただいています。こども達はテラスで待ち、クラス玄関の前に並んでいる保護者の方に順次引き渡します。スムーズな降園に御協力ください。降園時、**園庭で遊ばずにお帰りください。**

令和6年度 3、4歳児は**14時30分～**、5歳児は**14時45分～引き渡し開始**
保育利用時間申請後に決定し令和7年度 4月1日以降にお知らせします。

18 駐車場・登降園の安全について

年間を通し、登園時、降園時、園行事がある時は、こども園駐車場に停めていただきます。
《駐車場利用上の注意事項》

- ① **保護者同士での立ち話はやめましょう。**お子さんから目が離れて危険です。
- ② 登降園時は保護者の方がお子さんの手をしっかり握って歩きましょう。
- ③ 車の乗せ降ろしは保護者がしましょう。
- ④ 大人もこどももシートベルト・チャイルドシートを使用しましょう。
- ⑤ 事故・犯罪防止のため小さなお子さんを車に残さないでください。車から降りる時は必ず**サイドブレーキをしっかりと引き、エンジンを切ってください。**
- ⑥ 駐車場出入口、場内は徐行しましょう。
- ⑦ 車上狙い予防のため貴重品やバックは手に持ち、必ず施錠しましょう。
- ⑧ 正門は開けたら必ず閉めてください。またフックとカラビナの2重ロックになっていますので、御家族にもお知らせください。こどもの安全のために御協力をお願いします。



MEMO

19 園生活に必要なもの

○園より

名札（4月～7月頃）	園所有 貸し出しです。 登園時に付け、降園時に外します。（時期はお知らせします）
箸セット	新規に入園された幼児は豊田市から無償配布されます。 中学3年生まで使用します。紛失された場合は個人購入をお願いします。取扱店 メグリア各店舗

○保育用品（園業者発注）※注文書を配布 エンペイ支払い

用 品	対象年齢				業 者
	5歳児	4歳児	3歳児	乳児	
誕生日カード	—	—	—	○	ひかりのくに
誕生日アルバム	—	—	○	—	
誕生日絵本	○	○	—	—	こどものとも

○保育用品 （※個人で購入・用意していただくもの）

用 品	対象年齢				備 考
	5歳児	4歳児	3歳児	乳児	
はさみ	○	—	—	—	キャップ付き
自由画帳	○	○	○	—	B4 サイズ
A4 サイズカゴ 1つ	○	○	○	—	100 円ショップなど
シューズ	○	○	○	—	指定なし 上着＝白 ズボン＝ハーフパンツ
体操ができる服	○	○	○	—	
体操ができるズボン ハーフパンツ	○	○	○	—	
通園カバン ※1	○	○	○	—	*ナガイ洋品店 （参考：取扱店）
カラー帽子 ※2	○	○	○	○	

※1 黄色でショルダータイプ、ファスナーでもフックでも構いません。

※2 4月1日にお知らせするクラスカラーの帽子を購入してください。

名称	電話	所在地	取り扱い内容
メグリア井上店	45-1221	豊田市井上町4丁目	はし箱・はし スプーン・フォーク
ナガイ洋品店	41-2055	豊田市東広瀬町田広12	通園カバン・カラー帽子

こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
豊田	1	朝 日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井 上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊 保	保見町榎堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅 坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永 新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大 畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大 林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上 郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	キッズハウスとよた	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越 戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒 場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳 母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	浄 光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住 吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青 松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高 橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高 美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹 村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中 央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺 部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東 海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	40	透 成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	47	ナースリーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	藤 敷	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
藤岡	81	飯 野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	82	石 畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	83	木 瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	84	中 山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
小原	86	大 草	小原町北洞 268-2	65-2045	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	87	道 慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
足助	88	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	89	大 蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	90	則 定	則定町前田 5	63-2051	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	91	冷 田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
下山	92	大 沼	大沼町船橋 21	90-3021	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	93	東 部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5 歳児	—	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
旭	94	小 渡	下切町下切 10	68-2766	3-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	95	杉 本	杉本町三斗成 36	68-2701	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
稲武	96	稲 武	武節町神田 96-1	82-2025	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

個人で用意していただくもの【乳児】

◆常時 引き出しに入れておくもの◆

トイレ用品	紙おむつ又は紙パンツ (サブスクの方は必要ありません) ※1枚ずつお尻の部分に名前を記入する	10枚
	お尻拭き (サブスクの方は必要ありません)	1袋
	ビニール袋(排使用・洋服入れ用) 25cm×40cm位	1束
	個人用おしりマット(予備)	1枚
	ビニール手袋(使い捨て)	1箱
	トレーニングパンツ又はパンツ(必要な子のみ) ※トイレトレーニングにより数は変化します	要相談
着替え用品	上着 ※フードがないもの	3枚
	肌着(ランニング、半袖など気候に応じて) ※ロンパースやTシャツはやめてください	3枚
	ズボン ※つなぎ、サスペンダーなどはやめてください	3枚
	靴下	1枚
	おしぼり、エプロンの予備	各1枚
	スタイ(必要な子のみ・個人に応じた枚数)	要相談
	ビニール製の袋(泥などで汚れた服を入れます)	3枚
	フェイスタオル(汗をかいた時、シャワーを浴びた時などに使います)	1枚

◆毎日持ってくるもの◆

	0歳児	1歳児	2歳児
カラー帽子	週末に洗濯をしてください		
靴下	年間使用します。靴を履くときは靴下を履きます。 室内は裸足で過ごします。記名を忘れずにお願いします。		
靴	足に合った歩きやすく、脱ぎ履きしやすい運動靴を用意してください。 (クロックス、サンダル、ブーツはやめてください) 記名を忘れずにお願いします		
おしぼり	3枚(延長保育利用者は4枚)		
給食エプロン	3枚(延長保育利用者は4枚)		1枚
エコバッグ	使用済みのエプロン等を入れます。		
トレーニングパンツ 又はパンツ	前日使った分だけ ※トレーニング状態に応じた枚数		
上着・シャツ・ズボン	前日使った分だけ補充してください。		
個人用おしりマット	1枚		
おむつ・紙パンツ	前日使った分だけ(サブスクの方は必要ありません)		
連絡ノート	二つ穴ファイル(フラットタイプ) A4サイズのファイルを用意してください。		

※すべての持ち物に必ず記名をお願いします。

※こどもの姿や時期によって枚数等変更することがあります。その都度連絡しますのでご了承ください。

※個人のおむつ・紙パンツがなくなった場合には園の物を使用します。園の紙パンツを使用

した時は、翌日、新品の紙パンツ（無記名）を必ず返却してください。

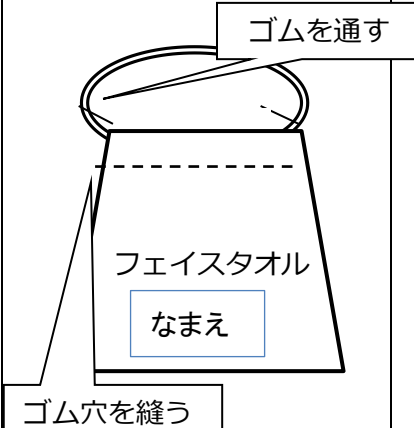
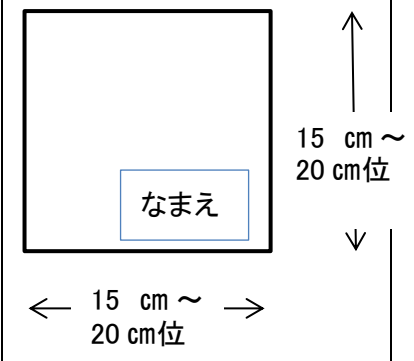
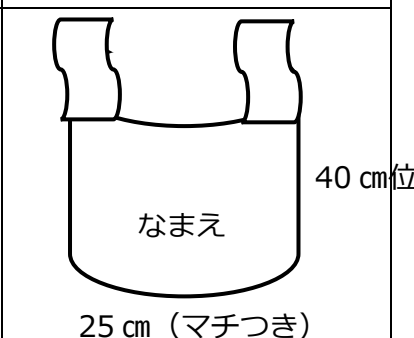
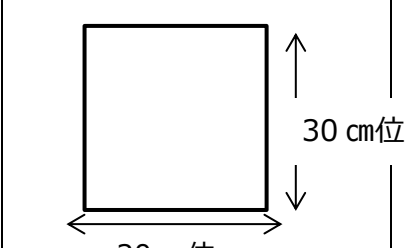
※布パンツの替えがない場合も園の物(新品)を使用します。1週間以内に新品の同じサイズの物を返却してください。

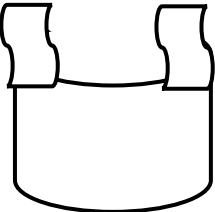
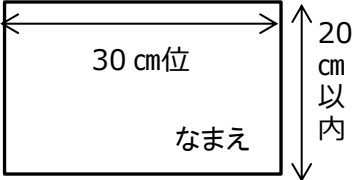
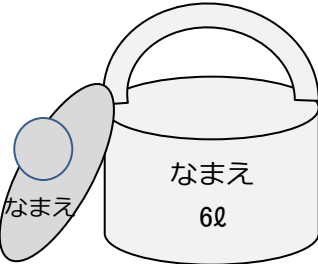
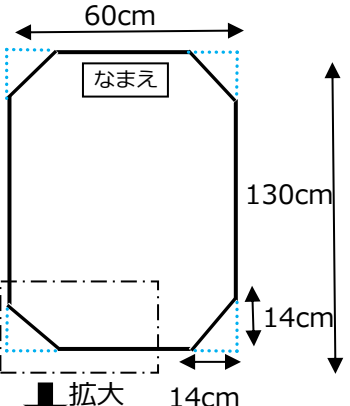
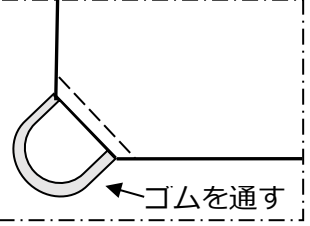
※トレーニングパンツ又はパンツを使う時期になったら御用意ください。

※引き出しに入れる着替えやビニール袋等は使った分だけ次の日に補充してください。

※身の回りのことに興味をもち身に着けていく時期です。衣服は自分で着脱しやすいものを着せてください。

※髪の毛が長い場合はまとめてきてください。髪ゴムは転倒時のケガや誤飲などの事故につながることをないように、ビニール製の細いものや装飾のあるものは控えてください。

品名	用途等（1日で使用する分）◎は注意点です。	サイズ
① エプロン	《0・1歳児》 昼食用・・・1枚 おやつ用・・・2枚 ※16時以降の延長保育児はおやつ用を1枚追加 《2歳児》 昼食用・・・1枚 ※昼食のみ着用します。 ◎1枚のフェイスタオルを半分に切って縫いゴムを通してください。（首元に合うようゴムの長さを調節） ◎毎日持ち帰り、洗ってください。 ◎ゴムが伸びたり、かびにより黒くなってきたりしたら不衛生ですので新しいものに替えてください。	
② おしぼり	《0・1・2歳児》 昼食用・・・1枚 おやつ用・・・2枚 ※16時以降の延長保育児はおやつ用を1枚追加 ◎濡らして使うため名前が消えやすいので、名前を大きく書いた布を縫い付けてください。 ◎引き出しに入れる際は<u>名前が見えるように入れてください。</u> ◎毎日持ち帰り、洗ってください。 ◎黒く（かび）なってきたら不衛生ですので、新しいのに替えてください。（3～6ヶ月を目安）	
③ ビニール製袋	汚れ物かご用・・・1枚 ※ビニール製の袋やエコバックのような繰り返し使えて濡れてもよい袋をお願いします。（適宜洗濯や交換して衛生的に管理してください） A5サイズのカゴにセットし使用します。	
④ ビニール袋	トイレ用（50枚～80枚位入っているもの） ※大便で汚れたおむつはビニール袋に入れて密封してから、廃棄します。おむつ替え時に使用したビニール手袋も一緒に入れます。 ※トイレ用品の引き出しに入れてください。	

⑤ ビニール袋	汚れた服用 手提げ付きレジ袋（3枚） ※泥や給食で汚れた服を入れます。	 30 cm位
⑥ おしりマット	・キルティングや綿生地（布目の細かいもの・タオル地不可）のものを用意してください。…1枚 ・おむつを替えたり座ってパンツを履いたりする時におしりの下に敷いて使います。 ・汚れた場合新しいものと取り替えますのでトイレ用品の引き出しに予備（1枚）を入れてください。（毎日、交換） ・おしりマット入れは、毎日降園時に水洗いをし、消毒液に浸した雑巾で拭いて乾燥させてください。	 30 cm位 なまえ 20 cm 以内
⑦ 体温計	個人持ちです。園で保管し、毎朝検温します。（耳式不可） ・脇の下で測るタイプの体温計にしてください。予測計でも良いですが、90秒は測れるものを使用してください。 ※お子さんを保護者の膝に入れて測ってください。	
⑧ トイレ用バケツ	トイレトレーニングが始まり、着替えが増えた子のみ。 【時期を見て担任から連絡します】 ・6ℓのふた付きバケツを購入しお持ちください。 ・汚れた衣服を入れておくものです。 ・毎朝、汚物入れバケツにビニール袋をかけてください。 ・汚物入れバケツは、毎日、降園時に水洗いをし、消毒液に浸した雑巾で拭いて乾燥させてください。	 なまえ 6ℓ
⑨ シート・タオルケット	個人持ちです。[P.27~28 参照] ・シートはベッドに掛けて使用します。ベッドの大きさに合った右のサイズのものを市販品または作成して御準備ください。生地は自由です。 ・作成する場合は、 * 布（タオル地、キルティング地など） * ゴム4本（目安：横2~3cm×長さ35cmほど） * 四隅を縦横14cmほど三角に折るを使ってください。 ※シート上部から5cm下に名前をつけてください。 ・お子さんが自分のものを見分けられるように、シート・タオルケット 両方に名前をはっきりと書いてください。 ※掛布団に代わるものとして、（夏）タオルケット、（冬）毛布など季節によって使い分けてください。 ※枕は不要です。 ※毎週金曜日にはシートとタオルケットを持ち帰り、洗濯をして休み明けに持ってきてください。 ※週末お休みされた場合はシートとタオルケットを取りに来てください。 ※シートとタオルケットを持ち運ぶ為のシート入れ袋を御用意ください。記名をお願いします。	【作成する例】  60cm 130cm 14cm 14cm なまえ 拡大 14cm  ゴムを通す 【ベッドのイメージ図】  縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm

登降園の支度【乳児】

◆登園時、保護者の方にしていただくこと◆

①	入室時、石鹸、流水で手洗いをする (保護者・こども)	・入室する前に親子で必ず行ってください。(丁寧に石鹸で洗い、流水で20秒すすいでください) 病気に対する抵抗力の弱い年齢なので外からの雑菌を持ち込まないためです。
②	登園時は保護者のタオルで手を拭く	・一緒に拭きながら、拭き方を知らせてください。 (保護者用のハンカチで手を拭いてください)
③	検温をする。	①体温計 ②体温表 ③連絡ノートの3点を保育者に見せる。 毎週月曜日は爪が短く安全か確認します。 登園時に体調のチェックをして、保育者に見せてください。 お子さんを膝に入れて、絵本を見ながら等安静にした状態で測りましょう。親子のふれあいタイムにもなります。 ※体温計は個人持ちです。脇用の体温計を用意してください。 ①検温はその日の健康状態を知る上において、とても大切なことですので安静にした状態で正確に測り、体温表に記入後、体温計と共に保育者に見せてください。 ※体温計、体温表、鉛筆は必ず保護者で扱いましょう。体温計・鉛筆はこどもに持たせないでください。 ②基準体温の最高体温から5分増しのところを警告体温とします。警告体温はこどもの様子を見て受け入れますが、体調が悪くなったときには連絡が取れるように保護者の方の所在をはっきりさせてください。お子さんの様子を確認するために昼頃一度、園へ連絡を入れてください。 ③基準体温の最高体温から1度増しのところを降園体温とします。病児と考え保護者の方に連絡をさせていただきますので、お迎えをお願いします。 ※《降園体温が38度よりも高い場合・・・》 38度以上は体調の急変が考えられますので降園体温を38度とさせていただきます。
④	排泄をする	・家で排泄をしてきた場合も、園でも確認してください。 ・おしりマットをケースに入れてください。 ・トイレ用品の引き出しの確認(オムツ、おしり拭き)をする。 (サブスクの方は必要ありません) ※規則正しい生活リズムをつけ、小さいうちから決まった時間に排泄する習慣を身につけましょう。
⑤	持ち物の準備をする	① おしぼり、エプロンを所定の場所に入れ、衣類など補充分を引き出しの中に入れてください。 ② 汚れ物(おしぼり、エプロン、衣類など)を入れるかごに濡れてもいい袋(ビニール製の袋)をセットしてください。

⑥	コドモンにて登園時間を打刻する。	・保育室入口にあるタブレットにて打刻をしてください。（詳しくは P.30 17 登降園について）をご覧ください。 ※保護者の仕事が休みの日は家庭保育に努め、こどもとしっかりふれあいをしましょう。やむを得ない理由がある場合は、保育者に行き先、連絡先を直接伝えてください。 早朝、延長保育の利用はできません。
---	------------------	--

※連絡ノートについて

- ・連絡ノートを通して保護者の方との連携を密にして、『よりよい保育』『よりよい子育て』ができるようにしていきたいと思えます。乳児は、日によって心身の状態に著しい変化がみられることがあります。保護者の方と保育者との連携を密にし、こども達が機嫌よく安心して園生活が送れるようにお手数ですが**必ず毎日書いてくださるようお願いいたします。**

- ・家での様子や連絡など**家庭で記入**してきてください。

※お子さんをスムーズに受け入れるため、**園での記入は御遠慮ください。**

- ・園での様子は連絡ノートとコドモンの連絡帳（コドモンホーム画面より確認できます）でお知らせします。

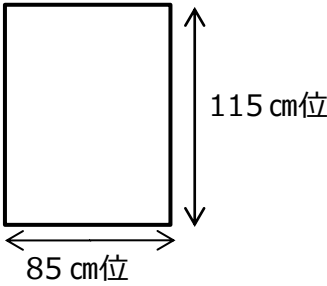
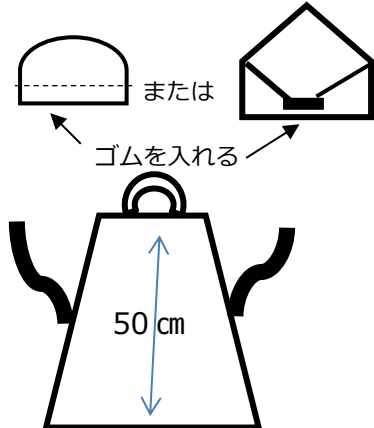
保護者記入（前日夜～当日朝）					園記入	
月 日 ()	家庭での様子				園での様子	
	夕食	多・普通・少	朝食	多・普通・少	体調	咳・鼻水・()
	排便	： 普通・軟・下痢	体調	咳・鼻水 ()	備考	
	睡眠	： ～ ：	コメント			
	コメント					

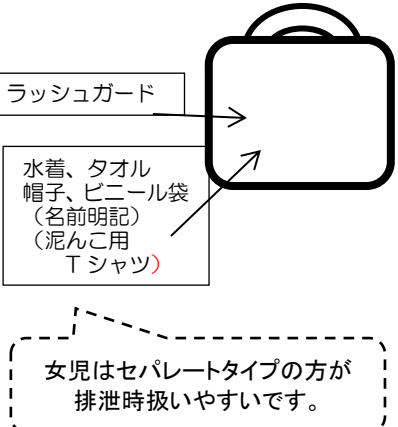
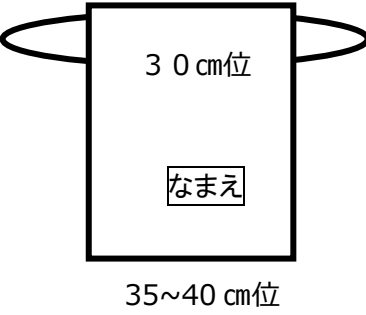
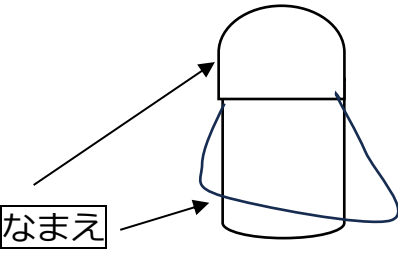
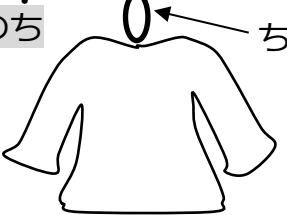
◆降園時に保護者の方にしていただくこと◆

①	入室時、石鹸、流水で手洗いを する。(保護者)	※兄弟児(幼児)がいる保護者の方は、 <u>先に乳児のお 迎えをお願いします。</u>
②	おしりマット、汚物バケツ(使 用している子のみ)の袋を持ち 帰る。	毎日、持ち帰ります。 おしりマット入れ、汚物があるバケツを降園時に洗 い、消毒液に浸した雑巾で拭いた後、棚に伏せて置き ます。(各家庭でご用意された手袋(ゴムやビニール 製)を使用してください) ※個人で出たゴミはお持ち帰りください。
③	使用済みのエプロン、おしぼ り、衣服を持ち帰る。	引き出しの中身の確認をお願いします。減っている場 合は、補充をお願いします。 ※毎週金曜日はシーツとタオルケットを持ち帰り、洗 濯をしてください。
④	連絡ノートを持ち帰る。	名前を確認し、持ち帰ります。 ※家での様子を <u>家庭で</u> 書いてきてください。
⑤	コドモンにて降園時間を 打刻をする。	保育室入口にあるタブレットにて降園時間の打刻を してください。

MEMO

個人で用意していただくもの【幼児】

シューズ袋  30cm 位 22cm なまえ	・袋のサイズは目安です。成長と共に足のサイズが変わるため、各自のシューズが入る大きさを考慮してください。 ・名前は表面に（袋内側ではなく）書いてください。
おつかい袋  32 cm位 40 cm位 なまえ	・製作物や着替え、絵本などを持ち帰る時に使います。 ・名前は表面に（袋内側ではなく）書いてください。 ※持ち帰った翌日には必ず園に持ってきてください。
昼寝用布団 【3歳児】 P.27 参照 【4・5歳児】 タオルケット (敷く用・掛ける用)  115 cm位 85 cm位	・タオルケットが2枚必要です。(敷く用・掛ける用) ◎毎週金曜日に持ち帰ります。シーツやタオルケットを洗い、清潔にして次の登園日に持ってきてください。 ・お子さんの状態や季節に合わせて、上に掛けるものを随時調節してください。 ・3歳児は入園後慣らし保育終了時から昼寝を開始します。終了は様子を見て決めます。 ◎シーツやタオルケットを持ち運ぶ為のシーツ入れ袋をご用意ください。 ◎週末に欠席した場合はシーツ・タオルケットを取りに来てください。 ・4、5歳児の昼寝は夏季休業保育のみ行います。袋にシーツやタオルケットを入れて持ってきてください。 ・土曜日保育を希望されるお子さんは全年齢年間昼寝をします。
エプロンセット (5歳児)  または ゴムを入れる 50 cm	・エプロンは5歳児がクッキングを行う時に使います。 ◎クッキングをする時は事前に連絡しますので、エプロン・給食帽子（または三角巾）・マスクを袋に入れて持ってきてください。 ◎三角巾はバンダナのようなものを三角に折り、結び箇所にはゴムを付けるとお子さんが自分で着帽できます。 ・自分で脱ぎ着出来るもの(エプロンの首元は後ろ結びが難しいので、後ろで結ばないような工夫をお願いします)お子さんの体型に合わせて作っていただいても、市販のものでも結構です。

水遊びセット 	・水着・帽子は自分で着脱出来るものを用意してください。 ・色は自由です ・タオルは 30 cm×80 cm位の物を用意してください。 (こどもが扱うのでバスタオルはご遠慮ください) ・プール遊び中、紫外線防止の為ラッシュガード、ナイロン、ポリエステル製のTシャツなどを着用します。撥水加工した物を用意してください。 ・プールバックに入れて持ち運びます。 ◎プール遊びができない時は泥んこ遊びを行います。泥んこ用 Tシャツを持たせてください。 ◎水着、帽子、タオル、プールバックすべてに名前の記入してください。
着替えと着替え袋 	◎衣服が汚れた時に着替えます。着替えを巾着袋に入れて用意してください。 ◎お子さんの排泄間隔により、パンツやズボンを多めに入れておいてください。 ◎気候に応じて着替え袋の衣類の衣替えをしてください。 ◎汚れ物を入れるビニール袋にも記名してください。 ◎持ち帰ったら、必ず翌日には補充してください。 ※衣服の種類や数量は次ページ参照
リュックサック	・弁当の日はリュックサックで登園します。 ・リュックサックの中に弁当、水筒、敷物、おしぼり、記名したビニール袋(おやつを食べた時のごみや自然物を拾った時に使用)を入れて来てください。 ◎水筒が入る大きさで、お子さんが出し入れしやすいものを用意してください。
水筒 	◎本体と蓋に名前の記入をお願いします。 ・水筒にはお茶か水を入れてください。お子さんの飲む量に応じてお茶の量を調節しましょう。 ◎水筒を購入する方は衛生面からストロー式ではなくコップのふたがついているものにしてください。 ◎園外保育に持って出かけることもありますので、ひも付きのものにしてください。 ◎弁当の日は水筒のコップを利用しうがいを行います。 ◎持参開始日は各担任よりお知らせします。通年持参していただきますのでお願いします。
上着のち 	・上着を掛けるためのループ状のひもです。 ・お子さんが自分で上着をかけられるように首元につけてください。(約7 cm)

＜着替えについて：参考＞ ※季節に応じて衣替えをしてください。

3 歳児		4 歳児 ・ 5 歳児	
パンツ	2 枚	パンツ	1 枚
肌着	1 枚	肌着	1 枚
靴下	1 組	靴下	1 組
上着	1、2 枚	上着	1 枚
ズボン 他	2 枚	ズボン 他	1 枚
ハンカチ	1 枚	ハンカチ	1 枚
給食用ハンドタオル	1 枚	給食用ハンドタオル	1 枚
名前を書いたレジ袋	2、3 枚	名前を書いたレジ袋	2、3 枚
フェイスタオル	1 枚	フェイスタオル	1 枚

＜その他＞

○登園時の持ち物

【カバンの中に】

コップ（コップ袋に入れて）・箸セット・ナフキン（箸セット袋に入れて）
・給食用タオル（コップ袋に入れて）

【週のはじめ】

シューズ（シューズ袋に入れて）・おつかい袋・昼寝ベッド用シーツとタオルケット（必要な時期のみ）

MEMO
